

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No.71 (2007. 2. 19)
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1 近藤方

1月16日、生物多様性条約締結国会議(COP10)の愛知・名古屋招致が、閣議了解されました。正式には来年のCOP9で決定されますが、他国に誘致の動きはなく、名古屋に決まるだろう、というのがおおかたの見方です。(新聞記事参照)

生物多様性を育む気候と風土

徳山ダム建設中止を求める会 代表 上田武夫

徳山ダムは試験湛水中である。しかし、貯水量が思ったように増えていかない。頼みの綱は春の雪解け水だが、暖冬で雪が降らないとあつてはどうしようもない。地球温暖化によって「冬」がなくなり、さまざまな異変が起こって、人間と自然がバランスよく生きていくのに、大きな脅威となってくる。四季のもたらす恩恵によって生みだされた多様性に富んだ生物相に多大のダメージを与えることになる。地球温暖化の問題と重ねて考えてみると、ただ単に、水がたまるからよい、たまらないからいけない、ということではない。そもそも、湛水することによって、環境の劣化に拍車をかけているのに、それに加えて、地球温暖化の問題がかかわってくるとなると、事態は極めて深刻である。

1992年、リオの地球サミットで「気候変動枠組条約」ととも採択された「生物多様性条約」との両面から考えてみないといけない。この条約では、生物多様性を遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえ、いずれも保全する必要があるとした。将来にわたって、人間と自然が共生する社会を実現していくには、

1. 各地域固有の生物の多様性を、その地域の特性に応じて適切に保全する。
2. とくに日本に生息・生育する種に、あらたな絶滅のおそれが生じないようにする。
3. 世代を超えた自然の利用を考えて、生物の多様性を減少させず、持続可能な利用を図る。

この3つの項目が、2002年3月に策定された「新・生物多様性国家戦略」の目標である。

しかし、徳山では、ムダなダムの建設が進められた。生態系の保全にとって重要なエリアである揖斐川の源流域を水没させてしまった。湛水によって源流域の破壊に追い討ちをかけ、森林と水系の連続性を断ち切ってしまうのは、種の減少、絶滅、生態系の破壊、分断が加速

いま、徳山ダムと導水路計画は?! (仮題)

湛水が進む徳山の環境問題と計画が進む導水路建設の必要性和市民負担を考える。

3月21日

時間:午後1時30分から4時30分

会場:愛知県スポーツ会館 大会議室(名古屋市北区名城1-3-35)

講師、パネリスト等は未定。

的に起こってくる。生物が減少していくにつれ、生態系の質は低下する。生物相にストレスが加わると、絶滅の範囲が拡大し、他の種も道連れにし、悪影響を及ぼしてくる。つまり生態系の頂点に立つアンブレラ種の大形猛禽類（イヌワシ・クマタカ・オオタカ）を絶滅に追いやることになる。

生物多様性を維持している基盤は緑色植物や微生物である。ほとんどが小さく無名の生きものである。

雑草や虫けらと呼ばれる生きものである。やや侮蔑するニュアンスを含んだことばで、ともすればないがしろにされ勝ちだが、その働きはたいへんな意義をもつ。地表を隈無く覆いつくし、分業して働き、自然環境を実に効率的に維持してきている。人類自体この生きものの中に混じって進化してきたのである。

密度の高い生物多様性を築くには、豊かな四季が育む気候と、自然風土の地域間の連携を縦軸・横軸に、しっかりしたネットワーク作りを進めることである。

.....

★水資源機構徳山ダム 建設所

試験湛水での環境激変に対して「調査する。問題があれば対策を講じる」としている（徳山ダム湛水中の環境変化についての）モニタリング会議の次回は、8月か9月、つまり試験湛水開始後1年経ってからののだそうである。試験湛水予定期間は1年半。その三分の二の期間が過ぎてから「いかがでしょうか」と専門家の先生方に問うのである。そのくらい経過しないと先生方に示すデータ整理が出来ないのだそうだ。とすると、ひょっとしてその会議で「問題がある」と指摘されたら、一体どのくらいの時間をかけてどんな対策を講じるのだろうか？「対策」が何か形になる頃には試験湛水は完了済みであろう。専門家の先生方からは、大した意見が出るはずもなく、粛々と試験湛水は進めてしまうという結論が先にあるから、こういうことが出来るのだろう。

★環境省自然環境局野生生物課

前号で「分厚い壁に風穴をようやく一つ」と題して、「ようやく、11月21日に、徳山ダム集水域のワシタカ類調査報告書が国交省河川環境課から環境省野生生物課に渡されるころまでこぎつけた。」と報告した。07.02.15に環境省自然環境局野生生物課に出向いて「ご覧になってどうですか？」と聞きに行った。「問題ある」などと言うはずはないが。

担当者：「指針に沿った調査をしているようで、特に問題は感じません」「イヌワシ・クマタカが絶滅危惧種であるということは、徳山ダム集水域だけの問題ではない、全国的な問題で

07年2月5日の本郷の様子。雪は少ない。
※付近が徳山小学校。屋上も水没した。



すので（特別に徳山ダム集水域を採り上げるとはならない）」

近藤：「はい、設楽ダム予定地にも、山鳥坂ダム予定地にも、川辺川ダム予定地にもクマタカがいるようです、全国的な問題です」「イヌワシの人工巣について、特別な一カ所については頻繁に取りあげられています。徳山ダム集水域の『7億6000万円かけた調査』は比類なき一級資料であることは確かなのですし、わざわざ2000年の質問主意書答弁書で『イヌワシDつがい』が言及されているにはそれなりの理由があるのです」「生物多様性COP10を成功させたいのですよね。生物多様性COP10会議の目と鼻の先で、アンブレラ種であるイヌワシ・クマタカを絶滅に追いやるような『開発』行為を日本政府がやっている、というのを言い立てなくてはならなくなるのは・・・」

2月14日 国交省要請と国会シンポジウム

河川行政の「先祖返り-反動化」は目に余る。急遽、水源開発問題全国連絡会として対応をすることを決め、2月14日に国交省要請と国会シンポジウムがもたれた。これに合わせて事実上休止していた「公共事業チェック議員の会」が再起動することになった。

★11:00～ 国交省河川局要請（要請書賛同66団体。参加約60名）

要請書は別紙にて。このときの質疑応答を踏まえ、再質問（要請）を、改めて取り纏めて「公共事業チェック議員の会」保坂展人事務局長から提出することに。

★13:00～

「川を住民の手に！」

河川整備基本方針・河川整備計画 策定問題に関する 国会シンポジウム」

主催：公共事業チェック議員の会
水源開発問題全国連絡会

日時：07年2月14日13:00～15:00

場所：衆議院第一議員会館第一会議室

全体司会：公共事業チェック議員の会

内容：基調報告 水源連事務局（遠藤保男）

パネルディスカッション

コーディネーター 岡田幹治

- | | | |
|-----|-------|------------------------------|
| 球磨川 | 中島 康 | （子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表） |
| 吉野川 | 姫野雅義 | （吉野川シンポジウム実行委員会 代表） |
| 淀川 | 今本博健 | （淀川流域水系委員会 前委員長） |
| 木曽川 | 近藤ゆり子 | （徳山ダム建設中止を求める会 事務局長） |
| 利根川 | 嶋津暉之 | （利根川流域市民委員会 共同代表） |



主催者が用意した資料はその場で130部が捌けました(定員100名の会議室)。ぎゅうぎゅう詰めに座って貰った上に、立ち見が出て参加者は大変だったようです。翌15日に訪問した会長代行になった近藤昭一議員事務所の秘書さんには、「人が多くて、近藤さんの姿はよく見えなかったよお」と言われました。

★公共事業チェック議員の会・再起動

2月14日に参加確認が出来た議員を含め、現在の会員数は51名。

会長 鳩山由紀夫 (衆・民主)

会長代行 近藤昭一 (衆・民主)

副会長 岡崎トミ子 (参・民主) 佐々木憲昭 (衆・共産) 近藤正道 (参・社民)

事務局長 保坂展人 (衆・社民)

幹事 金田誠一 (衆・民主) 長妻昭 (衆・民主) 福山哲郎 (参・民主)

仁比聡平 (参・共産) 辻元清美 (衆・社民)

2006年会計報告

☆ 徳山ダム裁判の事実審(1審・2審)は終了しました。現在、最高裁に判断を求めています。「原告会費」(年会費10000円は06年をもって終了し、すべて一般会費(年会費2000円)でお願いいたします。

なお、06年は弁護団に支出していません。差し戻し審の可能性があると、関係する他の訴訟を立ち上げる可能性があること、等により、当面、銀行預金として保持します。

☆ 06年には、「事務局長裁量」の臨時的入金が40万円ありました。

このうち、20万円を大西暢夫写真展に支出しました。さらに、5万円を環境・平和に貢献する考えた団体への賛同費等に支出しました。(*) ご了承下さい。

収入 1,285,477

支出 763,205

前年からの繰り越し 369,239

現金 35,373

郵便局 328,107

銀行 5,759

支出内訳

通信費 153,714

郵送費 155,000

他団体へ 37,760

資料費 80,738

紙・文具等 65,617

機械印刷費 20,376

特別支出* 250,000

会としての残高 891,511

郵便局 342,497

銀行 505,780

現金 43,234

今回、振込用紙が間に合いませんでした。次号に同封しますので、その際に2007年の会費をお願いいたします。

「やめよ!徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表: 上田武夫
編集責任: 近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1
TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama-dam@cside.com
URL: <http://tokuyama-dam.cside.com/>
郵便振替: 00800-7-31632 年会費 2000円

2007年2月14日

河川行政の民主化を求める要請

【要請趣旨】

現在、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定が進められています。

河川整備基本方針の策定においては、基本高水流量・計画高水流量は従前の工事实施基本計画で定めた値を科学的に検証することなく、ほとんど同じ値が踏襲されています。その結果、基本高水流量がきわめて過大であるため、それに対応する河川整備を実現することが困難となり、多摩川、利根川など、多くの水系では現実性が失われた基本方針になっています。また、球磨川の河川整備基本方針に関する検討小委員会では、従前の基本高水流量等を踏襲することで、治水対策を川辺川ダムに限定させることを狙った基本方針が策定されようとしています。しかし、それは川辺川ダムに大多数が反対している流域住民が受け入れられるものではありません。このように流域住民の意向と乖離した河川整備基本方針が策定されています。それは、いずれの小委員会においても、流域住民から提出された意見書が真摯に議論されないことに起因しています。

他方、河川整備計画の策定においては、1997年河川法改正の精神である「住民の意見反映」の実践を目指した淀川水系流域委員会が休止されてしまうことに象徴されるように、住民を排除した河川行政になってきています。肱川水系の河川整備計画策定では流域委員会から住民が締め出され、吉野川水系では、流域委員会は設置せず抜き打ちで複数回の意見聴取する方式をとり、天塩川流域委員会では、市民から出された代替案の科学的な検討を行なおうとせず、さらに利根川水系でも流域委員会を設置することなく「住民の意見は公聴会で聴き置くにとどめる」という住民無視の姿勢が顕著になってきています。

このような住民を無視した、民主主義に反する河川整備計画の策定は、河川を住民の手の届かないところに追いやり、その結果として河川行政を住民と敵対するものにしてしまい、本来の治水対策をはじめとした河川行政を遅らせることとなります。

よって、河川を流域住民の手に取り戻すため、以下の事項を要請します。

【要請事項】

一、河川整備基本方針の策定について

- ① 現実性がなく、実現不可能な基本方針を策定しないこと。
- ② 実質的に治水対策の選択範囲を限定するような基本方針を策定しないこと。
- ③ 従前の工事实施基本計画の基本高水流量を踏襲するのではなく、森林の保水力の向上を評価し、科学的に妥当な基本高水流量を新たに設定すること。
- ④ 検討小委員会において、住民から提出された意見書についての議論を真摯かつ丁寧にを行うこと。
- ⑤ 意見書提出者を検討小委員会に招致し、委員及び事務局との双方向の議論を保証すること。

- ⑥ 意見書作成の際に必要な資料について、住民に提供すること。
- ⑦ 検討小委員会において、傍聴者に発言の機会を与えること。
- ⑧ 検討小委員会は当該水系現地で開催すること。

二、河川整備計画の策定について

- ① 河川法 16 条の 2 第 2 項に関して、「河川の状況に詳しいもの」として流域住民を公募し、その公募委員を加えた流域委員会を設置すること。
- ② 上記の委員会は完全公開とし、傍聴者に発言の機会を与えること。
- ③ 上記の委員会は、流域住民との意見交換会を持つこと。
- ④ 同条第 3 項に関しては、単に意見を聴くおだけの公聴会ではなく、住民と河川管理者が議論を行うことができる双方向性の公聴会とすること。
- ⑤ 住民が意見書を作成する上で必要な資料を河川管理者が提供すること。

以上

水源開発問題全国連絡会（共同代表 嶋津暉之、遠藤保男）
外 65 団体

淀川流域委

休止に委員長「遺憾」

最後の会合 国交省に意見書

今月で委員の任期が切れて休止する、国土交通省近畿地方整備局の専門家会議「淀川水系流域委員会」委員長、今本博健・京都大名誉教授の休止前最後の会合が30日、大阪市内で開かれた。今本

委員長は「極めて残念。住民が参加しないといふ川は出来ない。より進化して速やかに再開してほしい」と述べ、ダムなどに関する意見書や、次の委員会への申し送り書を谷本光司・同整備局河川部

旧来の河川行政 逆戻りに懸念も

【解説】 淀川水系流域委員会の休止・見直しで、「旧来の河川行政に戻るのでは」との懸念が広がっている。同委は、利水と治水一辺倒から、環境への配慮が始まった最近10年の河川行政をリードしてきたからだ。建設・計画中のダムは「自然環境に及ぼす影響が大きく、原則として建設しない」とした03年の「脱ダム」提言や自然再生の提言を数多く打ち出し、実現させてきた功績は大きい。

長良川河口堰（せき）建設の際、環境悪化を訴える反対住民と建設省（当時）が激しく対立し

たことを受け、97年の河川法改正で、河川整備への住民意見反映や環境面の配慮が盛り込まれた。同委はこの趣旨に沿い、治水や自然環境の専門家だけでなく、公募で選ばれた住民代表も委員として議論に参加、傍聴者も発言できる。事務局は国交省ではなく、第三者の民間コンサルタント。こうした取り組みが、河川行政に批判的な市民団体などからも「淀川方式」として評価されてきた。

しかし全国的には淀川方式は普及していない。利根川に淀川方式の流域委設置を求める市民団体「利根川流域市民委員会」の嶋津暉之・共同代表は「市民が議論に参加できず、河川法改正の趣旨が生かされていない」と批判する。【野田武】

・計画中のダムについて「原則建設しない」との一方、20億円以上の経費などに批判も出ていた。このため、活動の成果や課題を総括する「レビュー委員会」が設けられ、2月7日に初会合を開く。3月末をめどに出す結論は「他の河川でも参考にしてみたいものにしてほしい」（谷本部長）という。夏ごろをめどに流域委を再開する。【野田武】

2010年のCOP10 国内候補

名古屋市の決定

閣議了解

の事前折衝で決めるのが通例。外務省は現段階で、日本のほかに開催に意欲を持つ国の有無を把握していない。

COP10の開催地は、(COP9)で決まる。ドイツ・ボンで〇八年五、投票などは実施せず、開月に開かれる第九回会議。惟の意向を示した国同士

二〇一〇年の第十回生物多様性条約締約国会議(COP10)の誘致について、政府は十六日の閣議で国内候補地を「愛知県・名古屋市」とすることで了解した。同様に誘致の意向を示していた大阪府より、受け入れ体制が充実していること判断した。環境分野の国際会議出席のため、二十四日から来日する同会議のシヨグラフ事務局長に立候補を直接伝える。

閣議後の会見で麻生太郎外相は、名古屋を選定した理由について「愛・地球博も開催しており、誘致に向けた準備がよくなってきている」と述べた。外務省によると、行政だけでなく市民やNPOの協力も得られそうなど、ラムサール条約の登録湿地、藤前干潟(名古屋港)の保全運動など、地域全体の環境問題への関心が高いことが評価された。

生物多様性

生物多様性条約第十回締約国会議(二〇一〇年、COP10)の国内候補地に、愛知県・名古屋市が決定した。自然保護にとどまらず、多くの人に命の尊さ、豊かさに気づいてもらう機会にしたい。

条約の目的は、生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分とされている。

最近では、北海道やロシア極東域にすむ「幻の魚」イトウや、地球温暖化によるホッキョクグマの激減などが話題に上る。

国連環境計画(UNEP)は、地球環境白書案で、環境悪化による生物の絶滅は、自然状態の百倍の速さで進んでいると、強く警鐘を鳴らしている。

このように深刻な絶滅の進行などに歯止めをかけるよう、百八十八の締約国と欧州連合(EU)が話し合う、二年に一度の会議である。

万全の準備を進める

松原武久名古屋市長の「藤前干潟の保全への取り組みなどが認められたとして誇りに思いま

ふさわしい環境に 神田真秋愛知県知事の話 地域を挙げた誘致活動の結果で、大いに誇りに思っています。今後は国の招致活動に積極的に協力

論を深め、会期後も生物や命についての関心を維持できる、市民参加の仕組みを盛り込むことだ。

「ダーウィンの悪夢」というドキュメンタリー映画が話題を呼んでいる。アフリカの湖に放たれた魚の種が、体長二層の成魚になって他の生き物を駆逐する。一方、輸出商材として周辺住民に富をもたらすが、その富が社会の変化と腐敗を巻き起こすという筋書きだ。生態系の変化は、人の社会や暮らしにも決して無縁ではあり得ない。

いのちの尊さを学ぶ場に

「自然」の愛好家だけでなく、だれもが当事者として考えるべき問題なのだ。

COP10は、一〇年目標の評価と見直しを行う大きな節目に当たり、会議自体の重要性は言うまでもない。だが大切なのは、国の代表や国際的な自然保護団体などが集まる議場の中だけではない。COP誘致をきっかけに、その周辺で内外の多様な団体などが顔を合わせて交流と議

精神的な美しさ失う怖さ感じて

徳山ダムの番組で語り手に小西美帆

行政側はダムで水没する代わりに新しい道路の建設を約束したが、番組では、これがほごにされた。一(十七日午後一時)「働き者で純粋な村人が中、だまされた方が悪い」という考え方があって、憤る。

「山の暮らして美しい。単に古里がなくなるのではなく、精神的な美しさも失われる怖さを感じてもらえれば」



ナレーションの収録に臨む小西美帆

2007・1・17

中日新聞 社説

中日新聞 07.02.14

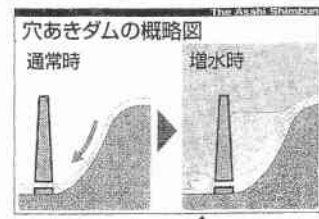
中日新聞 07.01.16

長野県、「脱ダム」撤回へ

浅川に治水「穴あきダム」撤回へ

01年に「脱ダム宣言」を発表した田中康夫・前長野県知事が建設を中止した県営浅川ダム（長野市）について同県は、治水のみを目的とした「穴あきダム」を建設する方針を決めた。村井仁知事が近く正式表明する。国の手厚い補助金がついた公共事業をめぐる激しい対立の舞台だったダム計画の復活で、長野県の「脱ダム宣言」は事実上、撤回されることになる。

村井知事は昨夏の知事選で「国の補助金活用一を公約に掲げ、田中氏を破って初当選。ダムを造らない県の治水計画について、就任当初から（計画を認可する）国土交通省は、早期に合意を取り付ける必要性があった。田中前知事は、ダムが環境に与える負荷と、補助金つき公共事業への地方の依存を問題視。「脱ダム宣言」で、県が計画していた11のダム事業のうち8カ所を中止した。中でも浅川ダムは、総事業費400億円のうち周辺道路など200億円分が終わり、中止された8カ所の中で最も工事が進んでいた。このため「脱ダム」の象徴的存在だった。



穴あきダム 通常時は川の流れを遮らないよう、下部に穴が開いている治水専用のダム。増水時にだけ水をためる構造で、利水には使わない。国内で完成したのは高根県の益田川ダムだけ。水が常に流れるため、水質の悪化や土砂の堆積（たいせき）が起きにくく、環境への負荷が少ないとされる。当初計画された浅川ダムは高さ59メートルの堰堤（えんてい）で貯水し、治水と利水の両方を目的としていた。

朝日新聞
07.02.08

の出直し選で圧勝。ダム一定できないまま迎えた昨年に代わる治水計画の検討年8月の知事選で、村井を進めた。しかし、国の知事に敗れた。基準をクリアする案を策（五十嵐大介、久保智）

朝日新聞 07.02.08

設案ダム「支出違法」と監査請求

国が愛知県設案町の豊川に建設を計画している設案ダムをめぐり、市民団体「設案ダムの建設中止を求める会」（代表市野和夫・元愛知大教授）の会員ら218人は7日、愛知県の負担金支出の差し止めを求める住民監査請求を県監査委員に出した。水需要が増える見込みがないのに金を出すのは違法だとしている。請求が認められれば住民訴訟を起す。設案ダムは総貯水容量9800万トン、総事業費約2千億円の多目的ダム。国土交通省は07年度中に着手する方針で、県は河川法などに基づき事業費の一部を負担する。監査請求では、貯水容量のうち新規利水の1300万トンは、増える見込みのない農業用水の需要をあてこんだものと指摘。必要性のないダムに県が負担金を支払うのは違法だとしている。

設案ダム反対派が土地トラスト運動

豊橋で設立総会
国土交通省が愛知県設案町で計画している設案ダム建設に反対する市民グループ「設案ダムの建設中止を求める会」の設立総会が二十八日、同県豊橋市内で開かれ、活動方針の一つとして水没地域の土地を買い取りトラスト運動を展開していくことを決めた。

朝日新聞 07.01.29